平成２３年（フ）第８４号
福岡県京都郡苅田町新津３丁目２番地７　第３三共ビル１―206
債務者　青山　美鈴（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
長崎県五島市上大津町987番地
債務者　東　　昭二
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第２６号
長崎県五島市大荒町524番地　真崎アパート201号、住民票上の住所長崎県南島原市加津佐町己679番地２
債務者　龍　　弘泰
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第４０５号
高知市仁井田4243番地１
債務者　今西　一広
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０６号
高知市仁井田4243番地１
債務者　今西　花奈
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９９号
高知県香美市土佐山田町百石町１丁目13番15号
債務者　宮地　真希
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２２号
高知市竹島町140番地４
債務者　津村　節子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２８号
高知市若松町1420番地１　アルファステイツ青柳橋201号
債務者　田村　和子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３０号
高知市介良乙1078番地８　ハイスリー21・Ⅱ・205
債務者　伊東　　久
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６５号
北海道苫小牧市日新町６丁目７番12号
債務者　源津万紀子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８６１号
仙台市青葉区本町１丁目４番８―402号
債務者　大友麻由美
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８８３号
宮城県多賀城市八幡２丁目16番13号　サンハイツわだ201号
債務者　高橋　良司
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
福島市西中央２丁目63番地の10、従前の住所横浜市神奈川区青木町１番地10　アーバンビラ五番館605号
債務者　須藤　里美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４２５号
茨城県久慈郡大子町大字南田気386番地４
債務者　平山ひろみ
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４７４号
茨城県水戸市中河内町972番地の３
債務者　吉川　廣子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４７５号
茨城県水戸市中河内町972番地の３
債務者　吉川　早苗
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４７６号
茨城県水戸市中河内町972番地の３
債務者　吉川美津江
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　水戸地方裁判所